

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第51号 市有財産（建物）の譲与について、議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制定について、議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上10件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

6番 小泉君。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制定について。
- 2) 議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

- 4) 議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。
- 5) 議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。
- 6) 議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

6月27日、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋観光交流課長、永井市民保健課長、日吉税務課長、日吉上下水道課長、長谷川産業振興課長、鈴木建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 6) 議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対して質疑を許します。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） まず、52号についてお尋ねをしたいと思います。

下田市世界の海づくり基金条例の制定であります。第1条で下田市の海を活用した体験学習や体験活動、マリンスポーツの普及、安心・安全な海の環境整備に資するためだと。こういうことで、大きく二つくりにはできようかと思うんです。体験、スポーツと安全な海の環境整備と、この二つに分けられようかと思うんですが、それぞれの事業内容がどういうものであるということの確認をどう詰めていったのか。そして、それらの事業を推進するためにどのような費用が、幾らぐらいの費用がいつまでに必要になるのかと、こういうことが当然、基金条例ですので計画性を持って検討されなければならないと、こういうぐあいに私は思うわけですが、そういう点がどうであったのかと。

そして、さらに第2条におきましては、この基金だけではなくて予算を持って充てるんだと、こういうぐあいに規定をしておりますので、この基金条例とその時々予算案というんでしょうか、予算との関連はどのようになっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、55号のほうもあわせて質問してよろしいでしょうか。一つ一つ。

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） それでは、一つ一つお答えして、議長、よろしいですか。

○議長（森 温繁君） はい。

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 沢登議員、一つ一つでよろしいですか。

○13番（沢登英信君） はい。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） それでは、沢登議員の……

○議長（森 温繁君） 回数がありますので承知しておいてください。

〔発言する者あり〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） それでは、議第52号、世界一の海づくりについての沢登議員の質問にお答えいたします。

委員会としては、先ほど沢登議員の2つと言いましたけれども、我が産業厚生委員会では大きく分けて3つに、先ほどの予算とも絡めて大きく3つについて議論をしたわけです。その第一が、その条例の今回のような目的ですとか、先ほども出ました金額ですとか、その使い道ですとか、そのくくりと。もう一つは、先ほども出ていました、今回出ている予算との関連。もう一つが、いわゆる、今、各市町でやっている地域協力隊との関係と。

この3つを中心に話し合いをしまして、まずは、その条例の制定の目的その他は、金額面からどういうふうに違うんだと、目標額なんかもどうかというような意見も一部は出されましたが、今回、条例の制定に当たっては、大きくはふるさと納税の関係もありまして、その基金を設定するため、いわゆる基金の位置づけをする必要があるということ。それと、下田は観光地であるということで、それで世界一の海づくりを大きな事業のメインの一つにしているということ。

今後のあり方は、今回の条例とどうやってやっていったらいいんだということで議論したわけですが、大きくは、その使い道、今、海づくりのメインとなるものが体験、それから夏期対、いわゆる夏の各海での対策。それから、今後大きくなって来ようと思うんですけれども、オリンピックでのサーフィンに合わせたマリンスポーツのそういったもの。それから、かなり各海水浴場にトイレですとかシャワーですとか、そういった施設が大分老朽化しているということもあり、これらの補助金に充てようと。大きな金額の目標その他は、今後ふるさと納税、いわゆるかなりの伊豆の海をきれいにしてくださいよというふうな、そういう申し込みもあるということで、今現在ふるさと納税の中にはそういった基金がないので、早急にこういったものをつくって、今後それを充実していくと。

予算との関連ですけれども、その4つの事業のうちの観光地として進めていく上にも、予算的なもの、そういったものが将来必要になってくる。現在、国内、外国の誘客についても英語版等もつくったり、体験メニューその他も誘客に相当力を入れているということ。そういうことで、そういったものに将来的に投資といいますか、していくということで、そういった面で全員、そういうことであればということで承認をさせてもらったということでございます。

その中で関連として、先ほども言いましたように、観光を行政でもこういった基金ができるに並行して、現在はないんですが協力隊等も関連して、そういったものの力もかりて、世

界一の海を目指すべきだというような、そういった意見も出されました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 体験とマリンスポーツと安心・安全なこの海辺の環境整備だと、この3つだというご指摘であったかと思うんですが、そうしますと、今のお話ですと、これらの市内にある団体が活動される、その団体に補助金を出すための基金だと、こういうぐあいに理解してよろしいのでしょうか。

そうしますと、具体的には体験活動やマリンスポーツの普及というのは、どういう団体にこの基金から補助金を出そうとしているのか。例えば夏期対等々で海水浴場に来たお客さんに避難路及び避難の高いところ、避難所、そういうものを各地でつくりたいと、こういう要望も夏期対のほうから恐らく出てこようかと思うんですが、今、各地区に50万というものではなくて、夏期対特別に避難路や避難所、あるいは看板をつくるための費用をこの基金から補助金として出すんだと、こういう運用をするんだという理解でよろしいのかという点を確認させていただきたいと思います。

それから、55号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、それぞれ2万円ずつ17万、19万、52万、54万との計85万の引き上げをしていくんだと、上限をこの1.5%程度に引き上げていくんだと、今は2.4%ですか、この程度のところであるのと、こういう当局からの説明があったかと思うわけですが、国保の全体の一人頭の医療費は30万足らずですね。最高の人が58万払うと、この改正によってこういうことになるかと思うんですが、法に基づくものの上限を決めるという枠組みの中ではあろうと思いますが、この上限を、そうしますとどこまで持っていくんだと、85人ぐらいいたのが、この資料によりますと70人とか、今、上限の人が当然少なくなっていくという形になるかと思いますが、この計画でいくと、1.5%程度にしていくということになりますと、70人が30人とか20人とか、そういうところまで引き上げていくんだと、65万ぐらい引き上げていくのかなと、こんな推定もするわけですがけれども。

この上限の引き上げというのを審議される中で、どういうぐあいに理解をされたのかと。そして国保については、ご案内のようにこの各市町村ではなくて、後期高齢者と同じように県全体でというような動きもあろうと思いますが、それらの関連とこの医療費の値上げという問題はどのように関連をしているのか、していないのか、そこら辺の議論がありましたらあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） まず最初は、海づくりの予算との関係ですけれども、これは一つのものに、夏期対だけでなく、それも含めて、いわゆる、今後恐らく中心となってくるであろう体験を中心としたもの、いわゆる観光、世界一の海づくり全般わたっての予算、現在のところはまだそこまでは決まっていなくて、幾ら幾らというようなそういった個別のあれは議論、そこまではまだ委員会としては議論はされておられません。

それから、国保ですけれども、これは委員会の中では今回の値上げ等は、国の国保の税制に沿ってのものであり、軽減対象が縮小しないようにという、軽減のを中心にということで、値上げ自体についての賛成、反対、その大きな議論はなかったです。それはやむを得ないというふうな。

ただ、税の今回の答申にもありますように、いわゆる徴収率を上げるというふうな話は一部ありまして、今後、コンビニ等を使い、その他、今、県でも同時にキャンペーンをやったり、そういうことで、ホームページを使って啓蒙啓発活動をして、税込、収納率を上げていくというふうな、そういう議論が中心でありまして、今回の値上げについては、その他の議論はありませんでした。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 3回目で、沢登さん。

○13番（沢登英信君） そうしますと、52号の対象といたしますか、補助対象等、あるいは事業対象等は現時点では予定がされていないと、こう理解してよろしいのでしょうか。あるいは個々にこういう事業は一応対象として議論しましたよと。例えば体験の修学旅行の問題であるとか、いろいろ具体的なものがあると思うんですけれども、そういう具体的な話はなかったという、ただ日本一の海づくりをこの3つの点で進めていきたいのでやるんですよと、こういうものであったのか、具体的なケースが上がって、こういうケースのものにこういう補助金が必要だからという議論がなされたのかという点を、くどくて恐縮ですけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、今度の税改正は上限の引き上げだけではなくて、2割軽減、5割軽減の対象者を増やす内容になっているので了承したと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（森 温繁君） どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 世界一の海づくり、体験ですけれども、一部の意見として子供たちの、例えば海を使った、そういったものももちろん含まれますし、先ほども言った、今現在行われているマリンスポーツへの補助金も含まれますし、あとビッグシャワーのあれでかなり長期間にわたって海の行事というのは、イベントはかなり、そういったものをなお一層大きくしていくという、そういう全体の流れから具体的な数字は示す段階ではないという。今後そういったものを一つ一つ大きくしていくという意味、そういった議論が中心でございました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

自席にお戻りください。

次に、総務文教委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

10番 土屋 忍君。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第51号 市有財産（建物）の譲与について。

2) 議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

6月27日、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上企画財政課長、稲葉総務課長、日吉税務課長、黒田地域防災課長、楠山福祉事務所長、峯岸学校教育課長、河井生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第51号 市有財産（建物）の譲与について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長（森 温繁君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって総務文教に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第51号 市有財産（建物）の譲与についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 市有財産（建物）の譲与については委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第52号に反対の討論をさせていただきます。

下田市世界一の海づくり基金条例の制定でございますが、下田市はご案内のように世界一の海づくり事業を進めると、こういう方針を出しているわけでありますが、この条例につきましては、先ほどの質問でも明らかになっておりますように、体験活動、マリンスポーツの普及、安心・安全な海辺の環境整備と、これらの事業の基金だと、こういう規定がございますが、具体的な内容や予算上の措置は何ら計画はされていないと、こういう状態ではないかと思えます。しかも、世界一の海づくりは、市自身の事業であるにもかかわらず、この基金は、これにかかわる活動をしている団体への補助金を中心として支給をする基金だと、こういう認識だとしますと、この基金条例はもう一度検討をし直していただく必要があるのではないかと、もう少し精査をしていく必要があるのではないかと思うわけです。

第2条では、前項に掲げるもののほか、予算に定める額というぐあいを書いてございますので、予算上の措置もあるということになれば、世界一の海づくりについては年次計画なり等々一定の計画を、当然、立てられてしかるべきものであると、そういうものに基づいて資金が足りない、あるいは基金として蓄えていく必要があるのだと、こういう議論になってまいるのだらうと思うわけです。

ただ世界一の海づくりという事業をしているので基金をつくるんだと、こういうことではやはり検討が不十分ではないかと思えますので、そういう観点から、もう一度詳しく検討し直すべき内容は含んでいるという観点から、現時点では反対ということで、討論させていただきます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番 進士濱美君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 私のほうからは、ただいま世界一の海づくり基金新設につきまして、今、沢登議員のほうから反対の意見が出されました。私ども産業厚生委員会としまして、その辺につきましては、一部、もう少し具体的な案を示してもよろしいのではないかという案は出ております。しかしながら、夏期対策及び夏季における海水浴を中心とした海づくりにつきましては、下田市の場合はまだまだ基本的な整備、安全、あるいはサービスについての基本的な部分が目標、あるいは安心できるところまで届いていないという認識が根底にございます。

よって、避難場所であるとか、あるいは海周りの環境整備につきましての、まずは予算の獲得というところを主眼にいたしまして、ふるさと納税基金の寄附を活用させていただきたいという思いがございまして、私どもは賛成として可決しております。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定は、ご案内のように52号と連動をしているものでございます。第2条の寄附対象事業に第8項を入れまして、魅力ある海づくり推進に関する事業をつけ加えると、こういう内容になっていようかと思いますが、魅力ある海づくりの推進に関する事業と、ここにそれなら山のほうの里山づくりのほうも基金条例に入れるのかと、いろんなそういう意味での疑問も出てこようかと思いますが。そして、ここに書いてあります海づくりの推進に関する事業という表現でございますが、一般的には美しい環境整備、海の水質や白い砂浜や風光明媚な海の環境整備をしていこうと、こういうことで理解を、この文章からはするのではないかと思います。基金条例のほうではどちらかといいますとマリンスポーツ、あるいは体験スポーツへの補助金を出すんだと、こういう形になっていようかと思いますが。

今年度は、ふるさと納税は約1億円だと、こういう枠組みの中で進めていっていかれるというぐあいに思います。そういう点でいえば、もう少しこの条例も吟味をしていく必要があるのではないかと。基金条例と、この52号と53号の関連性も含めて、魅力ある海づくりの推進に関する事業というこの表現でいいのかと。これはふるさと納税ですので、全国に向けて下田市はこういうことで皆さん寄附してくださいと、こういう訴えをしていくということになるかと思うわけでありますが、そういう点から見ますと、検討内容がやはり不十分ではないかというぐあいに思います。そういう点で反対の立場をとるものであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番 進士君。

〔1番 進士為雄君登壇〕

○1番（進士為雄君） 議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてについて賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

委員会で当局のほうから説明もありましたけれども、ふるさと納税に関してのコメントの中に、実に25%が海に関するコメントがあったというようなことがあります。やはり寄附する方の、要するに意向とすれば、25%というのは相当大的な数字だというふうに私は思っております。そういう面からしても、やはり受け皿として海づくりというものに基金をつくるということは明確にしておくべきだろうというふうに思います。

夏の海水浴場も60万人の人間が来ておられるということですから、下田市の姿勢として海は大事なものだという姿勢を見せるためにも、明確に基金の条例をつくったほうがよかろう

というふうに思います。そういう意味からして賛成ということで、私のほうは意見を述べさせていただきます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議第53号……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） はい。

○11番（増田 清君） 可決された後、ありがとうございますという言葉を行っているんです。これ2回目、52号でも言っているんです。この発言は議長の発言として適切な発言じゃないかと思imasるので取り消してもらいたいですけれども。

○議長（森 温繁君） そうですか。

はい。取り消します。

○11番（増田 清君） ちゃんと52号も取り消すんです。全部議案も言って取り消さなきゃだめです。

○議長（森 温繁君） はい、承知いたしました。

ただいまのありがとうという、字句の53号に対しての、52号ですか、それを取り消したいと思imas。

起立多数であります。

よって、議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第57号、下田市民スポーツセンター条例の一部改正でございますが、この件の改正は、そもそも平成13年に建設されました高齢者生きがいプラザ、これを解体して県の危機管理室の用地として提供をすると、こういうことから起きてまいった課題であろうと思います。地下1階、地上4階の危機管理室を建てるんだと、1,200平米の建物であると。1階がそれぞれ240平米ぐらいのものを建てようという、こういうことであろうかと思いますが、したがって、その中にありました高齢者生きがいプラザの陶芸窯であるとか、お茶室であるとか、あるいは会議室であるとか、これらのものが約3,800万、補償費を市は手に入れて、県にこの土地を提供すると、こういう経過になっていようかと思えます。

そして、陶芸窯については、このサンワークの施設の一部に窯を設置しよう、ということであろうかと思いますが、当然そういうことで、高齢者生きがいプラザをなくして新たな窯を一基、新築の陶芸窯を購入するといったしましても、その代替ということでありまして、使い勝手は、高齢者生きがいプラザで利用していたときよりも、当然、いろいろ課題というんですか、使い勝手がなれていない、あるいは特別な施設になっていない通路に建設するんだと、こういうことからいけば、この経過からいけば、当然従来の費用でこの陶芸窯が使えると、こういうことでなければならぬと思うわけでありまして。

ところが、この設置がえを契機にして電気料を全て賄ってもらうんだと、8,220円で済んでおりました素焼き及び上薬をかけての焼き上げまでが1万円払っていただくんだと、こういう値上げの内容になっているわけでありまして。金額がわずかな金額とはいえ、この姿勢は、やはり高齢者がかかわってきましたそれらのものは代替施設として、しばらくは同じ金額で利用していただく、こういう姿勢が私は必要ではないかと思うわけなんです。

条例は、11月に施行だと、つくるだということでございますので、この議会で決定をしなくても十分議論を詰めていくことは、あと3カ月ぐらいできようかと思えます。内容的には設置場所もきっちりまだ、ほぼこういうあたりというのは決まっていますけれども、ここだというぐあいにはなっていないと思えますし、県のほうの危機管理室の設計の概略と申しますか、どこの道路を使ってどういうぐあいにするんだと、当然、この陶芸窯の設置する場所との関連が出てこようかと思えますが、それらのものもまだ明らかになっていないと。

さらに、高齢者生きがいプラザにつきましては、陶芸だけではなくて、お茶の会の方であるとか、あるいは目の悪い方々がそこを会場にして交流の場に行っていると、こういう使い方もされているようでありますので、その人たちへの代替がどう補償できるのかと、陶芸だけではなくて全体の高齢者生きがいプラザの代替の施設がどう整備されているのかと、こういう全体的な観点から議論をすべきものであらうと、私はこう考えますので、この57号の、いわゆるスポーツセンターの値上げ案と申していいと思えますので、この値上げ案には反対であります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案は、下田市民スポーツセンターに陶芸窯を設置することに伴い、陶芸窯の使用料を新たに加えるものであります。使用料の算定に当たっては使用実態を精査し、検討されたものであること、また下田市公共料金審議会の審議の結果、適正であるとの答申をいただいた上で上程されたものであり、手続、内容とも妥当であります。

よって、議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成28年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） 貴重なお時間を拝借いたしまして、まことにありがとうございます。

この場をおかりいたしまして、議員の皆様方に退任の挨拶を申し上げさせていただきます。

1期4年、市長職を務めるに当たりまして、議員の皆様方には多大はご理解とご協力をいただきましたこと、まことにありがとうございました。4年間の実績を糧に、継続をして市政運営を担うことを希望しておりましたが、かなわぬこととなり残念な思いではありますが、市民の皆様のご判断を真摯に受けとめるものでございます。

今後の市政を考えますと、議員の皆様もご承知のとおり、課題山積であり、重要な時期であります。下田市のまちづくりの根幹であります経済活性化、観光振興と南海トラフ巨大地震、巨大津波による被害想定への対応を中心としました安心・安全への防災対策を重点事業とするとともに、地方創生戦略の実行元年としてその成果がしっかりと求められております。

また、全てにおいて命の道であります伊豆縦貫自動車道の早期開通への活動はますます重要となっておりますし、同時にストック効果としてしっかりとしたまちづくりが求められております。

新庁舎につきましては、防災上としましても、財政上としましても重要なタイミングであり、早期の対応が求められているとの判断をお願いしたいと考えております。

中学一校化につきましても喫緊の課題としてスタートいたしました。

また、新たな連携、広域連携が求められる中、伊豆半島賀茂地域におきまして下田市の役割は大変重要なものとなっております。

このような状況におきまして、ぜひとも議員の皆様におかれましては、市政発展のためにご尽力いただきますよう、ご期待申し上げる次第であります。よろしくお願いを申し上げます。

改めまして、4年間の市長に対しまして、そして楠山個人に対しまして温かいご指導、ご鞭撻をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 議長からお許しをいただき、貴重なお時間を頂戴いたしまして、退任のご挨拶を申し上げますことができますこと、まことにありがとうございました。

平成24年8月1日に副市長選任の同意をいただきまして以来、今日まで公に奉仕する職務に精励してまいりましたが、来る7月4日をもちまして副市長の職を退任する運びとなりました。この間、議員の皆様には鼓舞督励、多大なるお力添えを賜り、まことにありがとうございました。心から御礼申し上げます。

この4年間、市長と職員とのパイプ役、また議会対策を初め、市長を補佐し、政策を下支

えする立場の人間として誠実清廉、堅実謙虚を旨とし、裏方に徹することに一意専心努めてまいりました。その間、市民の皆様や議員各位、また課長を初め、職員の皆様のご理解、ご協力を賜り、職務に精勤してまいりましたが、力不足、力量の至らなさゆえに市長を支え切れず、議員諸賢が期待するところの任務を全うできなかったことに対しまして、まことにざんきにたえず、じくじたる思いが込み上げてまいります。

この上は、多くの課題を抱えている我が下田市が輝かしい未来を展望し、市民の皆様が暮らしの豊かさと幸せを実感できるようなまちづくりに向けて、持続、発展していくことができますように、議会と市当局とが二元代表制のメリットを最大限発揮され、さらなる高みを目指し、より一層の下田市の発展を切に希求する次第でございます。

結びに当たりまして、皆様方のますますのご健勝とご活躍を心より祈念申し上げ、退任のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森 温繁君） ただいまのご挨拶ありがとうございました。

任期を満了されます市長におかれましては、1期4年にわたり市長として、副市長におかれましてもほぼ同じ期間を市政発展のために多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意されまして、ご活躍されますことをお願い申し上げます。本当に長い間、ご苦労さまでした。ご苦労ございました。

これをもって平成28年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時 0分閉会